

# 令和3年度

## 第1回 恵庭市地域公共交通活性化協議会

(書面会議)

### 次 第

#### 1. 議 題

選任 第1号 会長・副会長及び監査の選任について

報告 第1号 令和2年度歳入歳出決算報告

報告 第2号 令和2年度監査報告

報告 第3号 令和2年度の利用状況（エコバス・エコタク）

報告 第4号 令和3年度の利用状況（エコバス・エコタク）

報告 第5号 エコバス車内サイネージ広告について

議案 第1号 令和3年度事業計画（案）

議案 第2号 令和3年度歳入歳出予算（案）

議案 第3号 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

議案 第4号 バスマップ（時刻表・路線図）の作成について

#### 2. そ の 他

次回は令和3年10月を目途に第2回恵庭市地域公共交通活性化協議会を開催し、次年度の事業者選考や冬期運行便（恵庭南高校直行便）についてご審議いただく予定です。

開催の方法等につきましては、新型コロナウイルスの状況を注視しながら、改めてお知らせいたします。

選任第1号

会長・副会長・監査の選任について

会長・副会長・監査の選任について、以下のとおりとしたいので同意を求めます。

・会長            神田 美佐子

・副会長        大槻 雄二

・監査           佐々木 正博

・監査           船田 清

報告 第1号

令和2年度 歳入歳出決算報告

【歳入】

(単位：円)

科目	令和2年度予算	令和2年度決算	比較	備考
事業収入	5,840,690	7,031,173	1,190,483	定期券売上収入・サイネージ広告料
繰越金	568	568	0	
諸収入	0	3	3	利息
合計	5,841,258	7,031,744	1,190,486	

【歳出】

(単位：円)

科目	令和2年度予算	令和2年度決算	比較	備考
運営費	0	0	0	
事業費	5,840,690	7,031,173	1,190,483	エコバス定期券売上代金・広告料配分 富士交通㈱ 3,557,639円 千歳相互観光バス㈱ 3,473,534円
予備費	568	0	▲568	
合計	5,841,258	7,031,173	1,189,915	

歳入 歳出 残高  
 7,031,744 - 7,031,173 = 571 円 (次年度へ繰り越し)

# エコバス定期券 販売内訳

令和2年度集計

## ①協議会口座受領分(事務局で集約し、各運行バス会社へ配分)

区分		金額	件数	乗客種別			
				一般	学生	障がい	高齢
ウエルネット(株)	バスもり	4,329,330	545	246	275	10	14
	払戻額	233,400	13	7	6	0	0
	差引額	4,095,930 (小計-払戻額)					
	手数料	269,677					
計		3,826,253		(差引額-手数料)			

区分		金額	件数	乗客種別			
				一般	学生	障がい	高齢
市窓口分(市民生活課)		3,383,160	324	164	49	51	60
	払戻額	189,240	15	6	9	0	0
	計	3,193,920					

①合計		7,020,173	648	410	324	61	74
(手数料差引前)		7,479,090					

## ②運行バス会社で直接販売(バス会社の運行収入の一部となる)

区分		金額	件数	乗客種別			
				一般	学生	障がい	高齢
富士交通販売分		2,820,240	278	137	72	26	43
	払戻額	194,700	15	6	4	4	1
	計	2,625,540					

①②合計		9,645,713	926	547	396	87	117
(手数料差引前)		10,104,630					

	ウェルネット・市窓口販売定期券代 ①+③	協議会受領 広告料 ②+④	富士交通(株)への配分		千歳相互観光バス(株)への配分		運行会社への配分合計	
			定期券 ①	協議会受領 広告料 ②	定期券 ③	協議会受領 広告料 ④	定期券配分 ①+③	協議会受領 広告料 ②+④
4月	499,405	0	238,274		261,131		499,405	0
5月	394,298	0	181,378		212,920		394,298	0
6月	498,028	0	243,037		254,991		498,028	0
7月	361,863	0	187,083		174,780		361,863	0
8月	431,326	0	219,977		211,349		431,326	0
9月	463,327	0	239,077		224,250		463,327	0
10月	624,543	0	326,636		297,907		624,543	0
11月	895,393	0	459,336		436,057		895,393	0
12月	768,091	0	409,393		358,698		768,091	0
1月	847,612	0	428,045		419,567		847,612	0
2月	547,364	0	281,893		265,471		547,364	0
3月	688,923	11,000	338,010	5,500	350,913	5,500	688,923	11,000
計	7,020,173	11,000	3,552,139	5,500	3,468,034	5,500	7,020,173	11,000

①、③4月預託金10,000円預かり、3月預託金10,000円返金。

令和2年度「えにわコミュニティバス」運行委託契約額精算内訳書(単位:円)

A～F車

路線名	①実収入	②当初収入見込	③差額①-②	④ファイダー実績額	⑤ファイダー当初予定額	⑥差額④-⑤	⑦当初委託料	⑧差額計③+⑥	精算後委託料⑦-⑧	概算払(1回目)	精算払(2回目)	概算払(3回目)	精算払(4回目)	支払額合計
A～G車 (富士交通株))	22,721,529	29,448,815	-6,727,286	3,398,000	1,274,500	2,123,500	31,079,232	-4,603,786	35,683,018	7,769,808	7,769,808	7,769,808	12,373,594	35,683,018
D～F車 (千歳相互観光バス株)	19,718,434	29,448,815	-9,730,381	2,259,000	1,274,500	984,500	35,530,000	-8,745,881	44,275,881	8,882,500	8,882,500	8,882,500	17,628,381	44,275,881
合計	42,439,963	58,897,630	-16,457,667	5,657,000	2,549,000	3,108,000	66,609,232	-13,349,667	79,958,899	16,652,308	16,652,308	16,652,308	30,001,975	79,958,899

冬期便

路線名	①実収入	②当初収入見込	③差額①-②	④ファイダー実績額	⑤ファイダー当初予定額	⑥差額④-⑤	⑦当初委託料	⑧差額計③+⑥	精算後委託料⑦-⑧	概算払(1回目)	精算払(2回目)	概算払(3回目)	精算払(4回目)	支払額合計
南高直行便 (富士交通株)	538,350	482,400	55,950	0	0	0	1,478,000	55,550	1,422,450				1,422,450	1,422,450

※消費税400円分含む

令和2年度「えにわコミュニティバスA～F車・冬期便」運行委託契約額精算内訳

路線名	①実収入	②当初収入見込	③差額①-②	④ファイダー実績額	⑤ファイダー当初予定額	⑥差額④-⑤	⑦当初委託料	⑧差額計③+⑥	精算後委託料⑦-⑧	概算払(1回目)	精算払(2回目)	概算払(3回目)	精算払(4回目)	支払額合計
全車合計	42,978,313	59,380,030	-16,401,717	5,657,000	2,549,000	3,108,000	68,087,232	-13,294,117	81,381,349	16,652,308	16,652,308	16,652,308	31,424,425	81,381,349

令和2年度「乗合タクシー」運行委託契約額精算内訳

令和2年4月～令和3年3月分

路線名	①実収入	②当初収入見込	③差額①-②	④ファイダー実績額	⑤ファイダー当初予定額	⑥差額④-⑤	⑦当初委託料	⑧差額計③+⑥	精算後委託料⑦-⑧	概算払(1回目)	精算払(2回目)	概算払(3回目)	精算払(4回目)	支払額合計
乗合タクシー (富士交通株)	1,548,900	2,287,743	-738,843	0	0	0	11,171,856	-738,843	11,910,699	2,792,964	2,792,964	2,792,964	3,531,807	11,910,699

令和2年度市内公共交通事業費

路線名	①実収入	②当初収入見込	③差額①-②	④ファイダー実績額	⑤ファイダー当初予定額	⑥差額④-⑤	⑦当初委託料	⑧差額計③+⑥	精算後委託料⑦-⑧	概算払(1回目)	精算払(2回目)	概算払(3回目)	精算払(4回目)	支払額合計
市内公共交通事業費 (エコバス・乗合タクシー)	44,527,213	61,667,773	-17,140,560	5,657,000	2,549,000	3,108,000	79,259,088	-14,032,960	93,292,048	19,445,272	19,445,272	19,445,272	34,956,232	93,292,048

## 監査報告

令和2年度恵庭市地域公共交通活性化協議会会計について監査を行い、歳入歳出簿及び収入・支出に関する証拠書類の検査と内容の審査を実施したところ、経理事務は適正かつ正確に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

令和3年6月11日

恵庭市地域公共交通活性化協議会会長 様

恵庭市地域公共交通活性化協議会

監査

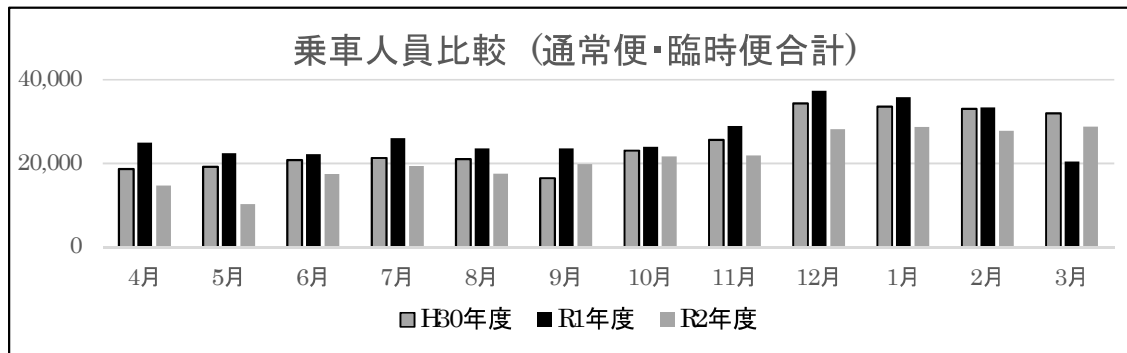
佐々木正博

監査

船田清

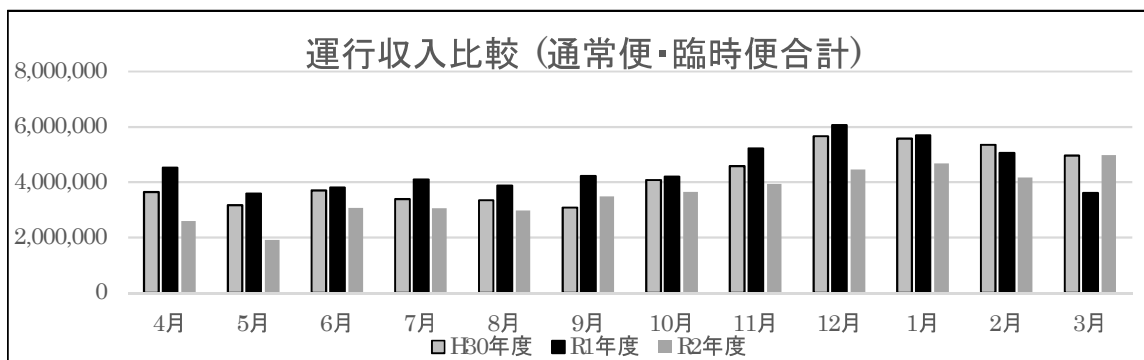
# 報告第3号 令和2年度の利用状況(エコバス・エコタク)

## 令和2年度 エコバス利用状況



## 乗車人員(全車合計)

年度	H30年度	R1年度	R2年度	前年比	前々年比
4月	18,668	25,015	14,694	58.7%	78.7%
5月	19,200	22,414	10,285	45.9%	53.6%
6月	20,798	22,170	17,414	78.5%	83.7%
7月	21,287	26,028	19,369	74.4%	91.0%
8月	21,017	23,564	17,493	74.2%	83.2%
9月	16,477	23,594	19,876	84.2%	120.6%
上半期	117,447	142,785	99,131	69.4%	84.4%
10月	23,111	23,975	21,683	90.4%	93.8%
11月	25,666	28,896	21,928	75.9%	85.4%
12月	34,380	37,352	28,091	75.2%	81.7%
1月	33,589	35,833	28,726	80.2%	85.5%
2月	33,047	33,432	27,769	83.1%	84.0%
3月	32,030	20,421	28,801	141.0%	89.9%
下半期	181,823	179,909	156,998	87.3%	86.3%
合計	299,270	322,694	256,129	79.4%	85.6%



## 運行収入(全車合計)

定期券代含む

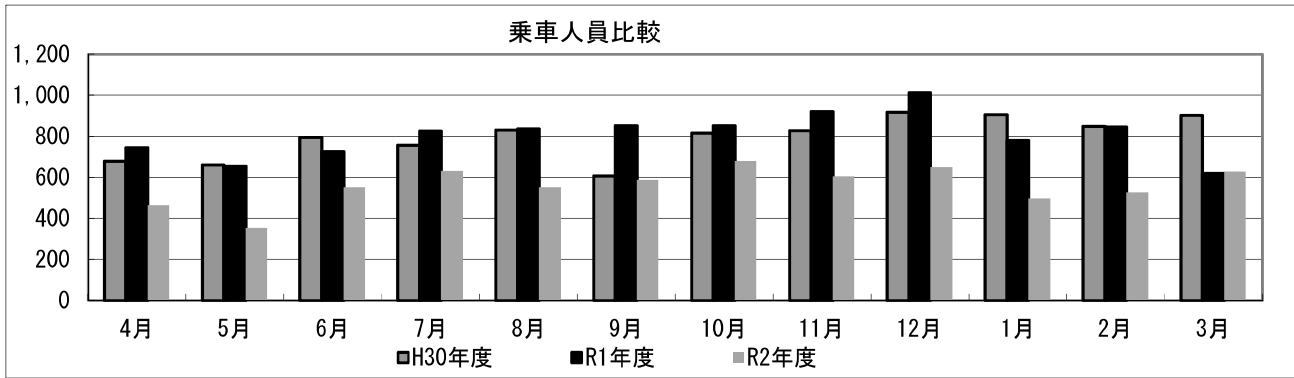
年度	H30年度	R1年度	R2年度	前年比	前々年比
4月	3,649,201	4,528,371	2,599,035	57.4%	71.2%
5月	3,175,006	3,597,576	1,911,728	53.1%	60.2%
6月	3,709,303	3,800,479	3,067,958	80.7%	82.7%
7月	3,397,972	4,099,255	3,058,313	74.6%	90.0%
8月	3,354,013	3,885,913	2,976,556	76.6%	88.7%
9月	3,088,851	4,226,779	3,483,057	82.4%	112.8%
上半期	20,374,346	24,138,373	17,096,647	70.8%	83.9%
10月	4,077,295	4,203,138	3,651,773	86.9%	89.6%
11月	4,580,361	5,221,382	3,939,233	75.4%	86.0%
12月	5,659,781	6,066,828	4,462,371	73.6%	78.8%
1月	5,578,398	5,697,377	4,678,352	82.1%	83.9%
2月	5,350,361	5,055,003	4,166,904	82.4%	77.9%
3月	4,966,680	3,616,884	4,983,033	137.8%	100.3%
上半期	30,212,876	29,860,612	25,881,666	86.7%	85.7%
合計	50,587,222	53,998,985	42,978,313	79.6%	85.0%



## 令和2年度 エコバス利用状況

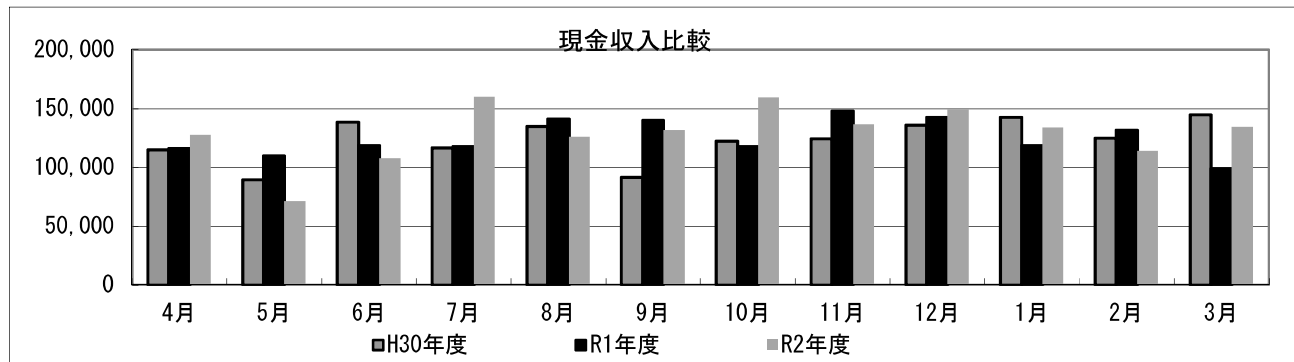
	利用者数				現金・回数券販売額 <small>(現金・回数券・定期券・広告収入)</small>	定期販売額 <small>(上:JR・富士・事務局販売額, 下:実収入)</small>	定期券利用者割合 <small>(上:人数, 中:割合, 下:配分額)</small>			広告収入
	区分	日数	内 定期券利用				富士交通	千歳相互	臨時便	
4月	平日	21	12,710	3,112	1,950,200 (2,599,035)	669,070 648,835	1,650人 47.84%	1,799人 52.16%	0	
	土日祝日	9	1,984	337						
	計	30	14,694	3,449						
5月	平日	18	8,056	1,738	1,367,250 (1,911,728)	562,850	945人 45.99%	1,110人 54.01%	0	
	土日祝日	13	2,229	317						
	計	31	10,285	2,055						
6月	平日	22	15,142	3,187	2,321,800 (3,067,958)	762,550	1,716人 48.78%	1,802人 51.22%	0	
	土日祝日	8	2,272	331						
	計	30	17,414	3,518						
7月	平日	21	16,355	3,484	2,552,100 (3,058,313)	521,030	2,051人 51.65%	1,920人 48.35%	0	
	土日祝日	10	3,014	487						
	計	31	19,369	3,971						
8月	平日	20	14,058	2,944	2,377,200 (2,976,556)	615,780	1,775人 51.06%	1,701人 48.94%	0	
	土日祝日	11	3,435	532						
	計	31	17,493	3,476						
9月	平日	20	16,456	3,133	2,677,100 (3,483,057)	822,930	1,870人 51.61%	1,753人 48.39%	0	
	土日祝日	10	3,420	490						
	計	30	19,876	3,623						
10月	平日	22	18,356	3,975	2,857,250 (3,651,773)	814,990	2,324人 52.34%	2,116人 47.66%	0	
	土日祝日	9	3,327	465						
	計	31	21,683	4,440						
11月	平日	19	18,191	4,758	2,727,350 (3,939,233)	1,228,410	2,778人 51.25%	2,642人 48.75%	19,250	
	土日祝日	11	3,737	662						
	計	30	21,928	5,420						
12月	平日	20	24,493	6,404	3,475,250 (4,462,371)	1,013,360	3,772人 52.60%	3,303人 46.06%	96人 1.34%	
	土日祝日	11	3,598	767						
	計	31	28,091	7,171						
1月	平日	19	23,407	5,851	3,624,300 (4,678,352)	1,088,510	3,395人 49.42%	3,320人 48.33%	154人 2.24%	
	土日祝日	12	5,319	1,018						
	計	31	28,726	6,869						
2月	平日	18	23,002	5,914	3,445,300 (4,166,904)	746,340	3,416人 49.59%	3,214人 46.65%	259人 3.76%	
	土日祝日	10	4,767	975						
	計	28	27,769	6,889						
3月	平日	23	25,025	5,547	3,927,150 (4,983,033)	1,069,670	3,051人 48.10%	3,141人 49.52%	151人 2.38%	
	土日祝日	8	3,776	796						
	計	31	28,801	6,343						
合計	平日	243	215,251	50,047	33,302,250 (42,978,313)	9,915,490	28,743人 50.23%	27,821人 48.62%	660人 1.15%	
	土日祝日	122	40,878	7,177						
	計	365	256,129	57,224						
							3,553,238	3,466,935	0	

## 令和2年度 エコタク利用状況



### 乗車人員

年度 月	H30年度	R1年度	R2年度	前年度比	前々年度比
4月	678	744	463	62.2%	68.3%
5月	661	654	352	53.8%	53.3%
6月	796	725	551	76.0%	69.2%
7月	757	824	632	76.7%	83.5%
8月	830	836	551	65.9%	66.4%
9月	608	851	586	68.9%	96.4%
上半期	4,330	4,634	3,135	67.7%	72.4%
10月	815	851	679	79.8%	83.3%
11月	828	919	603	65.6%	72.8%
12月	916	1,012	647	63.9%	70.6%
1月	904	780	497	63.7%	55.0%
2月	849	845	525	62.1%	61.8%
3月	901	620	628	101.3%	69.7%
下半期	5,213	5,027	3,579	71.2%	68.7%
合計	9,543	9,661	6,714	69.5%	70.4%



### 現金収入

年度 月	H30年度	R1年度 (通常運賃換算)		R2年度	前年度比 (通常運賃換算)		前々年度比
4月	114,800	115,800	181,700	127,500	110.1%	70.2%	111.1%
5月	89,450	109,900	168,800	70,900	64.5%	42.0%	79.3%
6月	138,400	118,500	183,800	107,800	91.0%	58.7%	77.9%
7月	116,700	117,700	190,150	159,500	135.5%	83.9%	136.7%
8月	134,550	140,800	215,750	125,800	89.3%	58.3%	93.5%
9月	91,600	139,800	216,100	131,400	94.0%	60.8%	143.4%
上半期	685,500	742,500	1,156,300	722,900	97.4%	62.5%	105.5%
10月	122,100	117,400	193,750	158,900	135.3%	82.0%	130.1%
11月	124,000	147,700	229,700	136,050	92.1%	59.2%	109.7%
12月	135,750	142,400	232,750	149,450	105.0%	64.2%	110.1%
1月	142,600	118,300	187,800	133,700	113.0%	71.2%	93.8%
2月	124,600	131,600	206,250	114,000	86.6%	55.3%	91.5%
3月	144,500	98,500	153,850	133,900	135.9%	87.0%	92.7%
下半期	793,550	755,900	1,204,100	826,000	109.3%	68.6%	104.1%
合計	1,479,050	1,498,400	2,360,400	1,548,900	103.4%	65.6%	104.7%

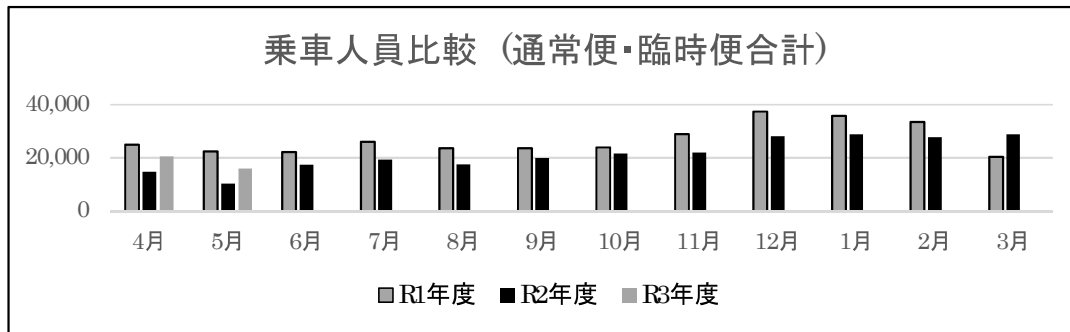
# 令和2年度コミュニティタクシー 利用状況報告書

受託者:富士交通株式会社

区分 月	乗車人数						回数券				現金収入額 (円)
	一般(人)		身障(人)		幼児	合計	回収枚数(枚)		販売冊数(冊)		
	大人	小人	大人	小人			100円	50円	100円券	50円券	
4月	364	3	96	0	0	463	1,035	51	100	19	127,500
5月	253	2	97	0	0	352	747	73	57	3	70,900
6月	414	0	137	0	0	551	1,210	129	85	11	107,800
7月	497	1	134	0	0	632	1,382	123	130	9	159,500
8月	434	3	114	0	0	551	1,257	105	106	6	125,800
9月	475	2	109	0	0	586	1,415	105	113	12	131,400
10月	530	4	144	0	1	679	1,601	144	136	18	158,900
11月	487	2	112	0	2	603	1,417	119	117	7	136,050
12月	521	5	121	0	0	647	1,522	131	129	8	149,450
1月	381	8	108	0	0	497	1,166	108	119	10	133,700
2月	422	0	103	0	0	525	1,250	111	96	13	114,000
3月	479	2	147	0	0	628	1,461	131	113	15	133,900
合計	5,257	32	1,422	0	3	6,714	15,463	1,330	1,301	131	1,548,900

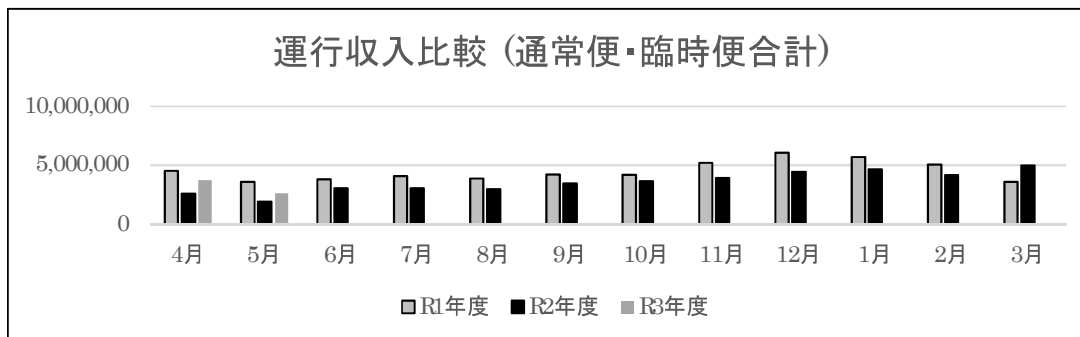
# 報告第4号 令和3年度の利用状況(エコバス・エコタク)

## 令和3年度 エコバス利用状況



### 乗車人員(全車合計)

年度 月	R1年度	R2年度	R3年度	前年比	前々年比
4月	25,015	14,694	20,431	139.0%	81.7%
5月	22,414	10,285	15,881	154.4%	70.9%
6月	22,170	17,414		0.0%	0.0%
7月	26,028	19,369		0.0%	0.0%
8月	23,564	17,493		0.0%	0.0%
9月	23,594	19,876		0.0%	0.0%
上半期	142,785	99,131	36,312	36.6%	25.4%
10月	23,975	21,683		0.0%	0.0%
11月	28,896	21,928		0.0%	0.0%
12月	37,352	28,091		0.0%	0.0%
1月	35,833	28,726		0.0%	0.0%
2月	33,432	27,769		0.0%	0.0%
3月	20,421	28,801		0.0%	0.0%
下半期	179,909	156,998	0	0.0%	0.0%
合計	322,694	256,129	36,312	14.2%	11.3%



### 運行収入(全車合計)

定期券代含む

年度 月	R1年度	R2年度	R3年度	前年比	前々年比
4月	4,528,371	2,599,035	3,736,697	143.8%	82.5%
5月	3,597,576	1,911,728	2,609,760	136.5%	72.5%
6月	3,800,479	3,067,958		0.0%	0.0%
7月	4,099,255	3,058,313		0.0%	0.0%
8月	3,885,913	2,976,556		0.0%	0.0%
9月	4,226,779	3,483,057		0.0%	0.0%
上半期	24,138,373	17,096,647	6,346,457	37.1%	26.3%
10月	4,203,138	3,651,773		0.0%	0.0%
11月	5,221,382	3,939,233		0.0%	0.0%
12月	6,066,828	4,462,371		0.0%	0.0%
1月	5,697,377	4,678,352		0.0%	0.0%
2月	5,055,003	4,166,904		0.0%	0.0%
3月	3,616,884	4,983,033		0.0%	0.0%
上半期	29,860,612	25,881,666	0	0.0%	0.0%
合計	53,998,985	42,978,313	6,346,457	14.8%	11.8%



# 令和3年度 エコバス乗り継ぎ券 回収枚数

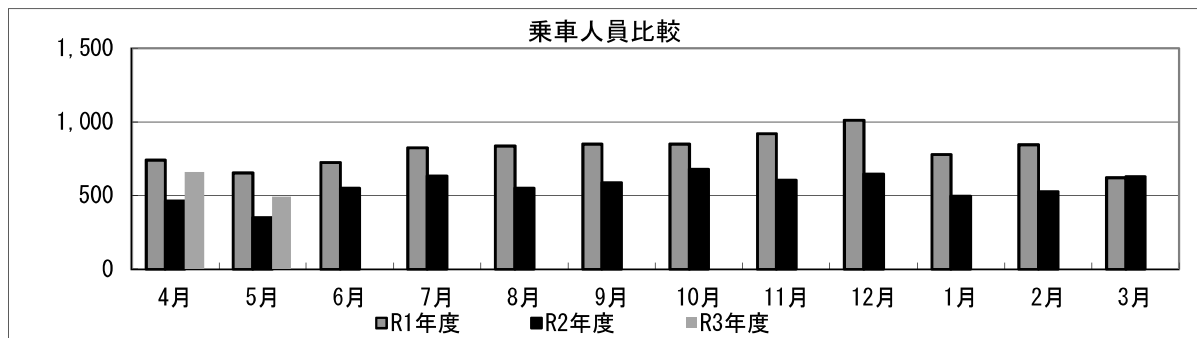
## 【令和2年度】

	富士交通			千歳相互観光バス			全車合計
	A車	B車	C車	D車	E車	F車	
4月	1	0	0	11	32	38	82
5月	6	7	3	11	36	30	93
6月	13	14	8	30	51	31	147
7月	9	15	5	21	74	42	166
8月	12	11	6	38	65	32	164
9月	20	5	5	26	63	49	168
10月	9	19	12	39	74	51	204
11月	11	6	3	33	56	46	155
12月	9	11	5	32	54	41	152
1月	12	19	4	31	47	46	159
2月	14	8	2	39	66	51	180
3月	5	7	3	17	63	38	133
	121	122	56	328	681	495	1,803

## 【令和3年度】

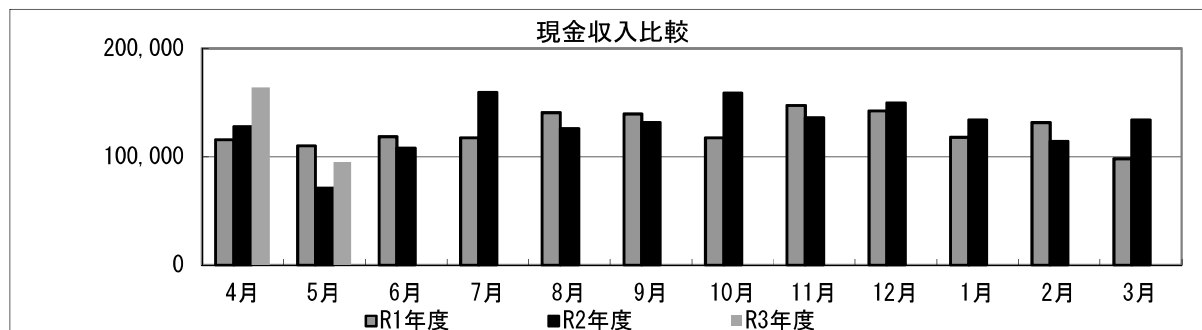
	富士交通			千歳相互観光バス			全車合計
	A車	B車	C車	D車	E車	F車	
4月	9	8	16	30	59	37	159
5月	11	10	2	9	54	25	111
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
	20	18	18	39	113	62	270

# 令和3年度 エコタク利用状況



## 乗車人員

年度 月	R1年度	R2年度	R3年度	前年度比	前々年度比
4月	744	463	659	142.3%	88.6%
5月	654	352	494	140.3%	75.5%
6月	725	551		0.0%	0.0%
7月	824	632		0.0%	0.0%
8月	836	551		0.0%	0.0%
9月	851	586		0.0%	0.0%
上半期	4,634	3,135	1,153	36.8%	24.9%
10月	851	679		0.0%	0.0%
11月	919	603		0.0%	0.0%
12月	1,012	647		0.0%	0.0%
1月	780	497		0.0%	0.0%
2月	845	525		0.0%	0.0%
3月	620	628		0.0%	0.0%
下半期	5,027	3,579	0	0.0%	0.0%
合計	9,661	6,714	1,153	17.2%	11.9%



## 現金収入

年度 月	R1年度		R2年度	R3年度	前年度比	前々年度比	
	通常運賃換算	通常運賃換算				通常運賃換算	通常運賃換算
4月	115,800	181,700	127,500	164,050	128.7%	141.7%	90.3%
5月	109,900	168,800	70,900	94,950	133.9%	86.4%	56.3%
6月	118,500	183,800	107,800		0.0%	0.0%	0.0%
7月	117,700	190,150	159,500		0.0%	0.0%	0.0%
8月	140,800	215,750	125,800		0.0%	0.0%	0.0%
9月	139,800	216,100	131,400		0.0%	0.0%	0.0%
上半期	742,500	1,156,300	722,900	259,000	35.8%	34.9%	22.4%
10月	117,400	193,750	158,900		0.0%	0.0%	0.0%
11月	147,700	229,700	136,050		0.0%	0.0%	0.0%
12月	142,400	232,750	149,450		0.0%	0.0%	0.0%
1月	118,300	187,800	133,700		0.0%	0.0%	0.0%
2月	131,600	206,250	114,000		0.0%	0.0%	0.0%
3月	98,500	153,850	133,900		0.0%	0.0%	0.0%
下半期	755,900	1,204,100	826,000	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	1,498,400	2,360,400	1,548,900	259,000	16.7%	17.3%	11.0%

## エコバス車内サイネージ広告について

### 【経緯】

平成 30 年度に行ったエコバス車内サイネージ広告については、平成 31 年 3 月 31 日をもって（株）フロンティアエージェンシーとの契約が終了した後、市内広告業者から継続の打診があったものの、広告出稿業者の不足および、モニター本体の故障等により、契約の締結ならびに放送の継続をすることができない状況でありました。

この度、新たに表示灯（株）よりモニター広告放送実施の打診があったため、条件を精査した結果、以下の条件で契約いたしましたので報告します。

### 【契約の条件についての概要】

- ・賃貸料として、月額 2,000 円／台。（年額 144,000 円）
- ・モニター本体は、表示灯（株）が新たに設置する。
- ・設置場所は、従前どおり運転席後方とする。
- ・広告業者は、表示灯（株）で募集する。
- ・行政枠として、15 秒×4 枠程度を確保する。
- ・契約は単年ごととするが、原則自動更新とする。

※契約書の写しは、参考資料をご確認ください。

### 【その他】

- ・現在、既に市内外の業者 23 社で、令和 3 年 3 月末より放送を開始しています。
- ・今後、行政枠についてもイベント情報の放送等で活用していく予定です。
- ・当契約は協議会広告規程に定めのないものであることから、条件の変更等が発生した場合は別途報告いたします。

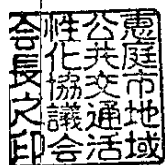


## 賃貸借契約書



1. 事業名 えにわコミュニティバス車内デジタルサイネージ設置事業  
(使用目的)
2. 物品の名称 車内デジタルサイネージ
3. 規格 21.5インチモニタおよび付属品
4. 数量 エコバスA～F車各1台計6台
5. 賃貸借料 月額 金2,000円/1台 (消費税及び地方消費税別)
6. 賃貸借期間 令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで
7. 場所 運転手座席後方

上記2記載の物品を設置するための上記7記載の場所の賃貸借について、発注者恵庭市地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）と受注者表示灯株式会社（以下「乙」という。）とは次のとおり契約する。



(総則)

第1条 甲及び乙は、以下に定める事項を信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約保証金)

第2条 この契約に係る契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事情変更)

第4条 甲は、必要があるときは、デジタルサイネージの内容を変更させ又は納入の中止をさせることができる。この場合において、賃貸借料又は期間等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 乙は、広告主を募るにあたっては、甲が協賛のあつせん又は媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行わなければならない。

(広告の責任の所在)

第6条 広告掲載承認後、デジタルサイネージに掲載された広告内容についての一切の責任は、乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証することとする。

(デジタルサイネージに係る設置及び撤去)

第7条 デジタルサイネージの設置及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の設置及び撤去を行うときは、事前に甲に対して申出をし、その承認を得なければならない。

(維持管理)

第8条 デジタルサイネージについての維持管理（消耗品の供給を含む。）は乙が行う。

2 前項の維持管理に要する費用は乙が負担し、電気料については甲が負担する。

(所有権及び管理)

第9条 デジタルサイネージの所有権は乙に属し、甲は善良な管理者の注意義務をもって、同物品を使用管理しなければならない。

2 賃貸借物品に関する公租公課は、乙の負担とする。

(納入及び検査)

第10条 乙はデジタルサイネージを納入しようとするときは、あらかじめ甲に通知し、甲の指定する日時及び場所において乙の立会いのうえ、品質・性能及び数量等について、甲の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の検査に合格したものについては、デジタルサイネージの納入を承認するものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを良品と取替えなければならない。

#### (賃貸借料の支払)

- 第11条 甲は、乙に場所を賃貸したときは、速やかに賃貸借料の支払いを請求するものとする。
- 2 第1項の甲による乙に対する賃貸借料の請求は、デジタルサイネージ設置月から開始とする。
  - 3 乙は、前項の適法な支払いの請求があったときは、その日から30日以内に賃貸借料を甲に支払うものとする。

#### (履行遅滞等)

- 第12条 乙は、納入期限内にデジタルサイネージの納入が困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を附して納入期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

#### (談合行為に対する措置)

- 第13条 乙は、この契約に係る入札等に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額（月額等の場合は、賃貸借期間を乗じた額）の10分の1に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約による賃貸借が完了した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
  - (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
  - (3) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
  - 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### (甲の解除権)

- 第15条 甲は、乙が納入期限内又は納入期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
    - (1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
    - (2) 乙から正当な事情によらないで契約解除の申出があったとき。
    - (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。
      - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
      - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前各項の規定に該当して、この契約が解除されたときは、乙は契約金額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

#### （乙の解除権）

第16条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定に該当して、この契約が解除されたときは、乙は解約に伴う損害に相当する額の賠償金を甲に請求することができる。

#### （危険負担）

第17条 第10条第2項及び第3項の賃借の前に生じた物品の損害については、乙の負担とする。

#### （契約不適合）

第18条 甲は、第10条第2項及び第3項の納入を承認した当該デジタルライネージについて、その後におきた損傷が納入前に原因があった場合は、乙の負担によりこれを補修させ、又は代品と取り替えさせることができる。

#### （管轄裁判所）

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

#### （契約に定めのない事項）

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

#### （契約期間）

第21条 この契約の有効期間は、本契約締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれかより期間満了日の3か月前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から1年毎に自動更新するものとする。

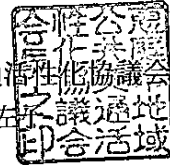
#### （秘密の保持）

第22条 乙は、取扱事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 12月 1日

(甲) 住所 恵庭市京町1番地  
氏名 恵庭市地域公共交通活性化協議会  
会長 神田 美佐子



(乙) 住所 札幌市中央区大通西4丁目1番地  
新大通ビル10階  
表示灯株式会社札幌支社  
氏名 支社長 小椋 秀勝



## 議案第1号 令和3年度事業計画（案）

	協議会 開催予定	協議会の検討内容	エコバス運行	エコタク運行
令和3年 6月	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2 決算及び監査報告</li> <li>・R3 予算(案)及び事業計画(案)など</li> </ul>	本格運行	本格運行
7月				
8月				
9月				
10月	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時便の検討</li> </ul>		
11月				
12月	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィーダー系統確保維持計画事後評価及び次年度計画、運行体制など</li> <li>・次年度エコバス・エコタク運行委託会社見積もり合わせ</li> </ul>	必要に応じて修正	必要に応じて修正
令和4年 1月				
2月				
3月				
4月				

## 議案第2号

### 令和3年度 歳入歳出予算 (案)

#### 【歳入の部】

(単位：円)

科 目	令和2年度決算	令和3年度予算	比 較	備 考
事業収入	7,031,173	7,560,764	529,591	定期券売上収入+広告料収入
繰越金	568	571	3	前年度からの繰越金
諸収入	3	0	▲3	利息
合計	7,031,744	7,561,335	529,591	

※事業収入はコロナウイルスによる減収から若干の回復を見込む。

#### 【歳出の部】

(単位：円)

科 目	令和2年度決算	令和3年度予算	比 較	備 考
運営費	0	0	0	
事業費	7,031,173	7,560,764	529,591	エコバス定期券 売上代金分配
予備費	0	571	571	
合計	7,031,173	7,561,335	530,162	

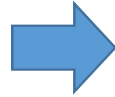
生活交通確保維持改善計画の名称
令和4年度 恵庭市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<b>1-1 恵庭市における地域公共交通の現状</b>
<p>「恵庭市の公共交通の概況」</p> <p>恵庭市は、国道36号・北海道横断自動車道・北海道縦貫自動車道・JR千歳線等の陸上交通が交差し、JRを利用した場合、最短で札幌に25分、新千歳空港に13分でアクセスが可能であり、1時間圏内には苫小牧港を擁する交通環境にある。</p> <p>市内の主な公共交通機関としては、市内に4駅を構える、札幌と新千歳空港を結ぶ「JR千歳線（鉄道）」、札幌市と千歳市を結ぶ都市間輸送民間バス路線の「中央バス千歳線」、市内市街地を円循環運行しているコミュニティバス「えにわコミュニティバス（以下、エコバス）」、エコバスが運行していない郊外地域を乗合デマンド制で運行する「えにわコミュニティタクシー（以下、エコタク）」の4つがある。</p> <p>「エコバス」については、平成13年策定「循環バス運行基本方針」をもとに、市内市街地で運行していた民間バス路線を補完し、市民に親しまれるコミュニティバスとして平成14年11月に運行を開始した。</p> <p>平成22年12月までは民間1路線と、エコバス3コースの合計4路線が運行していた（図1）が、民間バス路線の撤退などから、平成22年12月より市街地全体を循環するバス路線の再編の実証運行（図2）を行ない、平成24年度から本格運行を開始した。</p> <p>平成27年10月からはJR恵み野駅西口及び、恵み野里美地区の開発に伴い、エコバス路線を延長し移動手段を確保した。（図3）</p> <p>平成27年度には、公共交通利用促進調査事業を実施し、①運行頻度・本数が少ない②目的地まで時間がかかる③路線がわかりにくい④の3つの運行課題が明確となったことから、平成28年度に恵庭市地域公共交通総合連携計画を策定し、これら3つの運行課題の解消を目指した路線・ダイヤ再編を平成29年度に実施した。平成30年4月からの実証運行（図4）、平成31年4月からは本格運行を開始し、環境基準に適合した低床バスを導入するなど、環境やバリアフリーにも配慮した生活交通ネットワークの構築を目指している。</p> <p>令和2年11月11日に市内の観光施設の拠点として「はなふる」がオープンし、令和3年4月1日から停留所を増設し対応している。</p>



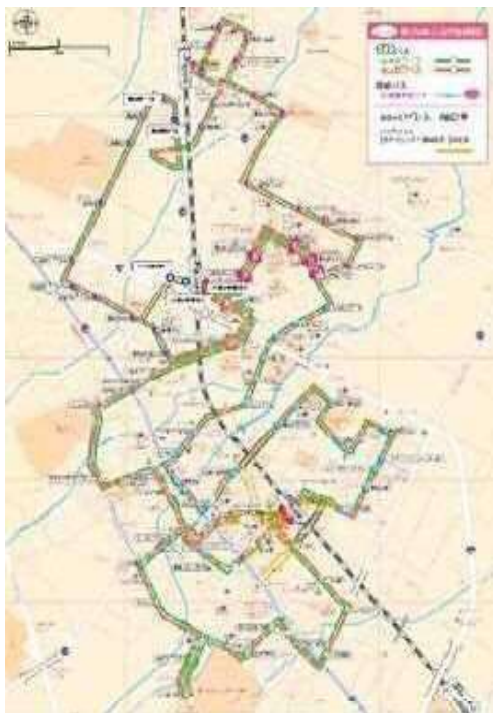
(図1) 平成14年11月運行開始当初路線図



(図2) 平成22年12月以降の路線図



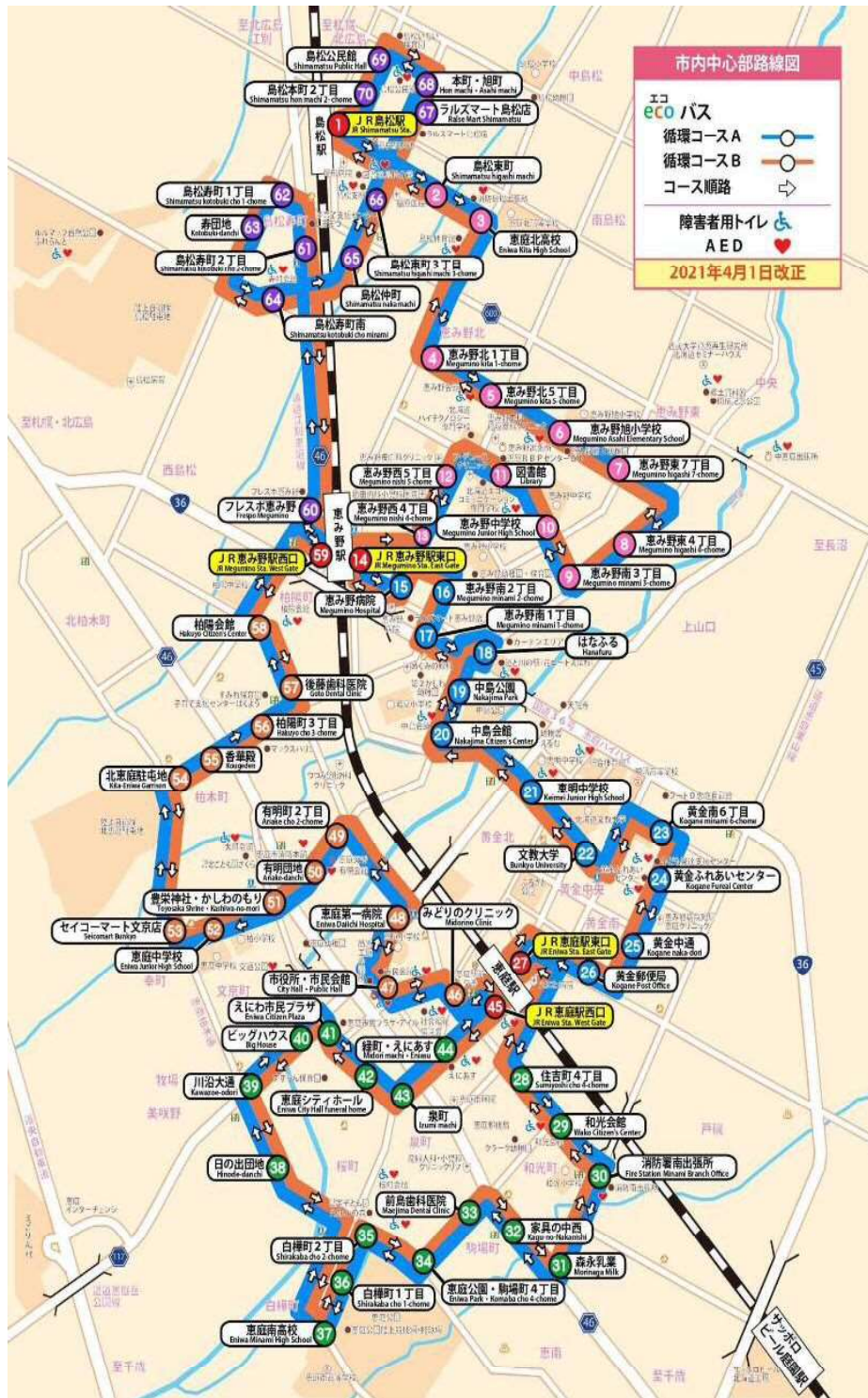
(図3) 平成27年10月以降の市内路線図



(図4) 平成30年4月以降の市内路線図



(図5) 令和3年4月以降の市内路線図



## 1-2 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

恵庭市の公共交通は、札幌市と千歳市を結ぶJR千歳線と中央バス路線及び、市内を循環するエコバス路線である。これらの路線は、市内外における通勤・通学・買い物・通院等、生活に欠かせないものとなっている。(図6、図7)

恵庭市内を目的とした移動については、現在恵庭市が進めている、JR駅を中心としたコンパクトシティ構想を踏まえ、市内の主な施設までの移動手段としてエコバスが利用されている。

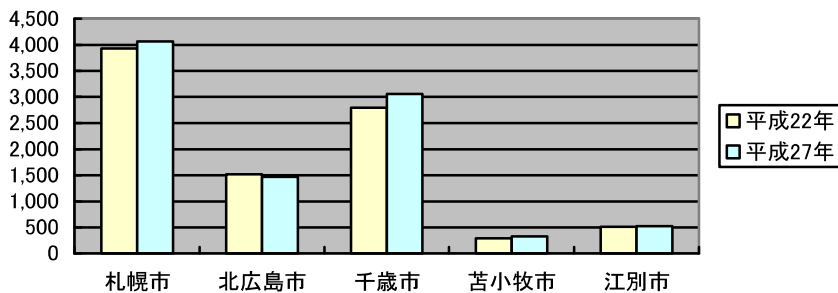
また、恵庭市外を目的とする移動については、JR駅や中央バスのバス停での乗換えのため移動手段としてエコバスが利用されている(図8)。

よって、エコバス路線は市内移動及び、地域間交通に接続するフィーダー系統機能として重要な役割を果たしていることから確保維持することが必要である。また、フィーダー系統と地域間幹線系統との運賃の差に対し指摘もあるが、利用者には学生や高齢者が多く、「市民の足」としての利用のためにも金額の改定には慎重な協議を必要とする。

(図6) 恵庭市の通勤・通学の隣接都市との流動状況

常住市町村別恵庭市への流入人口(各年10月1日現在)

※15歳未満を除く

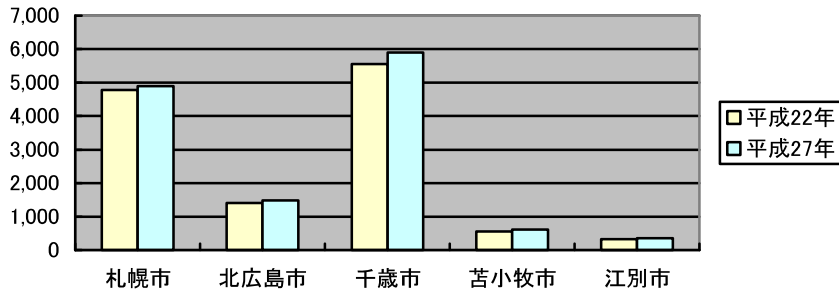


市町村	H22年	H27年			22~27年		27年割合(%)		
		総数	通勤者	通学者	増加数	増加率(%)	総数	通勤者	通学者
札幌市	3,930	4,066	3,130	936	136	3.5	100.0	77.0	23.0
北広島市	1,516	1,468	1,253	215	-48	-3.2	100.0	85.4	14.6
千歳市	2,799	3,058	2,478	580	259	9.3	100.0	81.0	19.0
苫小牧市	288	329	164	165	41	14.2	100.0	49.8	50.2
江別市	510	525	409	116	15	2.9	100.0	77.9	22.1

資料：総務省統計局 H27 国勢調査

従業・通学市町村別恵庭市からの流出入口（各年10月1日現在）

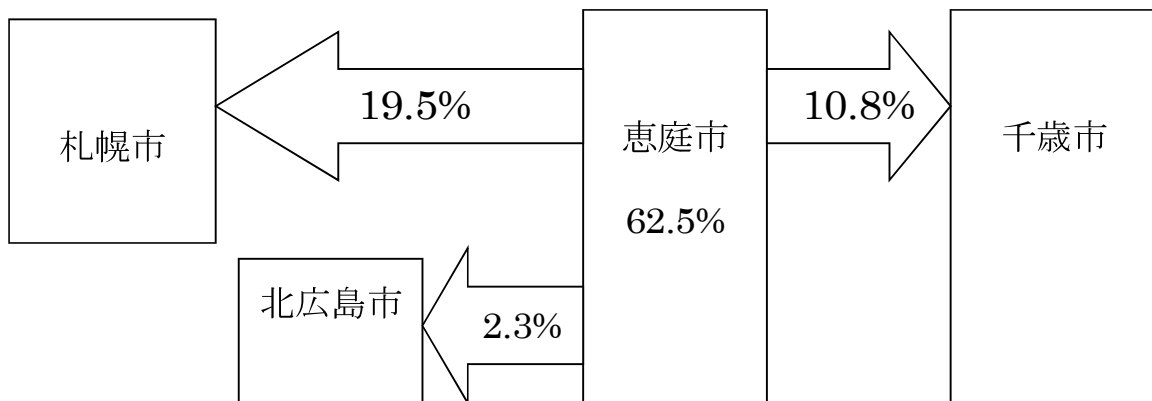
※15歳未満を除く



市町村	H22年	H27年			22～27年		27年割合（%）		
		総数	通勤者	通学者	増加数	増加率（%）	総数	通勤者	通学者
札幌市	4,776	4,897	3,885	1,012	121	2.5	100.0	79.3	20.7
北広島市	1,408	1,482	1,281	201	74	5.3	100.0	86.4	13.6
千歳市	5,552	5,893	5,501	392	341	6.1	100.0	93.3	6.7
苫小牧市	555	613	558	55	58	10.5	100.0	91.0	9.0
江別市	325	355	222	133	30	9.2	100.0	62.5	37.5

資料：総務省統計局 H27 国勢調査

（図7）買い物動向の状況表



資料：平成21年度北海道広域商圈動向調査図

(図8) エコバス停留所別利用者数上位順

順位	バス停名	乗降者数	地域間交通との関係
1	JR恵庭駅西口	1293	
2	恵庭南高校	1099	
3	JR恵庭駅東口	895	
4	JR恵み野駅東口	887	
5	JR恵み野駅西口	831	
6	JR島松駅	608	
7	恵庭北高校	446	
8	恵み野東7丁目	408	
9	黄金南6丁目	399	
10	セイコーマート文京店	283	
11	図書館	277	
12	川沿大通	262	
13	ビッグハウス	257	千歳線と近接バス停
14	市役所・市民会館	252	
15	豊栄神社・かしわのもり	224	千歳線と近接バス停
16	北恵庭駐屯地	212	
17	黄金ふれあいセンター	196	
18	恵庭中学校	190	
19	香華殿	179	千歳線と近接バス停
20	消防署南出張所	160	
21	前島歯科医院	158	千歳線と近接バス停
22	恵み野南1丁目	151	
23	恵み野病院	148	
24	泉町	145	千歳線と近接バス停
	みどりのクリニック	145	
26	中島会館	144	
27	恵み野北5丁目	141	
28	柏陽町3丁目	137	
	フレスポ恵み野	137	
30	家具の中西	134	

資料：2021年2月1日（月）～7日（日）の乗降人数合計（恵庭市市民生活課令和2年度OD調査）

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

表1のとおり、エコバス利用者数を増加させることをめざす。

表1 エコバス全体の目標（フィーダー系統以外も含む）

	年度	
現状	令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）	274,650人
目標	最終目標（第3次恵庭市地域公共交通総合連携計画）	366,600人

また、上記を達成するため、対象となっている系統の利用者数を表2のとおり設定する。

令和4年度の目標値は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月下旬からエコバス利用者が減少していることを受け、令和3年3月および4月の利用者数実績前年比を加味し設定した。

表2 フィーダー系統の目標

	系統名	利用者数
現状 令和2年度 (令和元年10月～令和2年9月)	JR 島松駅（JR 恵庭駅東口）JR 島松駅	130,728人
	JR 島松駅（JR 恵庭駅西口）JR 島松駅	123,792人
目標 令和4年度 (令和3年10月～令和4年9月)	JR 島松駅（JR 恵庭駅東口）JR 島松駅	92,364人
	JR 島松駅（JR 恵庭駅西口）JR 島松駅	87,448人

利用者のニーズを踏まえた適切な運行の実施と、利用者層拡大に向けた活動が必要である。

### (2) 事業の効果

- ・ JR 駅を中心とした集約型都市構造を構築する。
- ・ エコバス路線沿線の交通弱者の移動手段の確保につながる。
- ・ 外出機会の創出を図り、周辺の賑わい創出や消費活動を促す経済的効果が期待できる。
- ・ 自家用車利用から公共交通利用の転換で CO2 排出抑制等、環境保全が図られる。
- ・ 自家用車利用から公共交通利用の転換で交通事故が抑止される。
- ・ エコバス利用者数の増加による収入の増加により市の財政負担が軽減される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 3-1 目標を達成するために行う事業

- ・ バスマップの作成  
時刻表、ルート図が一体となったバスマップを作成し、JR各駅、公共施設などで配布する。
- ・ 利用方法、乗継券、運行情報の周知活動  
市内外の利用客に対しポスターや市フェイスブック、広報、市ホームページ、地域FMラジオ局などを用いて公共交通に関する情報やエコバスの利用方法をわかりやすく発信し、利用の動機づけを行い利用者数の拡大、新規利用客を獲得する。
- ・ バスロケーションシステムの向上  
JR恵庭駅西口バス待合所・JR恵庭駅東口・JR恵み野駅東口・JR恵み野駅西口・JR島松駅に導入しているエコバスのリアルタイムの運行位置が把握できるデジタルサイネージの表示内容や機器を充実させ、バス待ちの不安・不満を解消し更なる利便性の向上、利用客数を拡大する。
- ・ 車内掲載物の充実  
車内に掲載している企業広告や行政情報案内、利用方法案内を紙媒体だけでなく、車内モニター等の他媒体を利用し積極的な情報発信を行う。
- ・ バス停留所の利便性の向上  
利用客が安心安全にバスを待つことができ、わかりやすいバス停留所を目指す。
- ・ スマートフォン定期券の導入  
定期券の購入について、スマートフォンを利用した定期券を導入することで、利用者の利便性向上を目指す。
- ・ 公共交通の新規利用者拡大事業の実施  
地域公共交通の新規利用客の開拓及び利用促進並びに市内経済の活性化に努めるため、運転免許証の返納者に対して、エコバスの乗車回数券1,200円分（100円券12枚つづり）を配布する。

#### 3-2 その実施主体

恵庭市地域公共交通活性化協議会

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

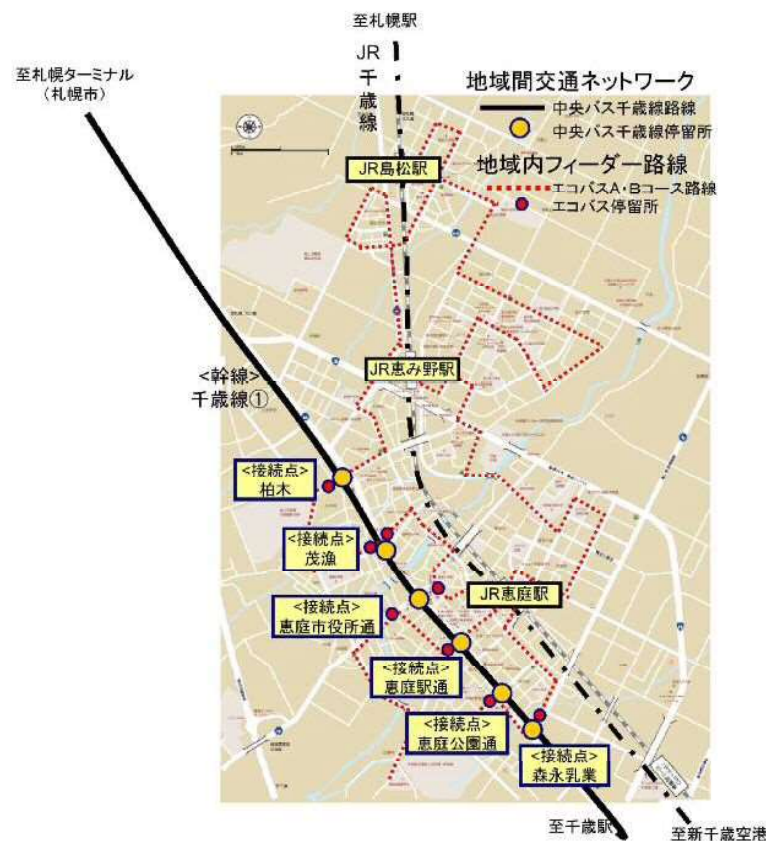
### 4-1 対象路線の概要

恵庭市内には、地域間を結ぶ交通として札幌市と千歳市を結ぶJR千歳線及び、中央バス千歳線が運行している。JR千歳線は札幌市内まで結ばれており、中央バス千歳線は主に、札幌市営地下鉄東豊線に接続する福住駅と結ばれており、多くの恵庭市民が、通勤、通学、買い物、通院等のために利用している。

平成22年12月以前は、民間バス路線及び、えにわコミュニティバス3コースを運行していたが、平成22年からの実証運行を経て、平成24年に市街地をJR駅及び、中央バスのバス停に接続しながら循環するコミュニティバス路線に再編している。

島松駅を出発し、島松駅に到着するという循環便となっているAコース、Bコースのうち、補助対象地域幹線路線となっている中央バス千歳線に接続している循環系統の2系統を地域内フィーダー系統とする。(図9)

(図9) 生活交通ネットワーク路線イメージ



### 4-2 運行を確保する系統の概要及び運行予定者

別添「表1」のとおり



<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>恵庭市から運航委託事業へは、運行経費から運賃収入及び、国庫補助金額を差し引いた額を委託料として支払うこととする。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士交通株式会社</li> <li>・ 千歳相互観光バス株式会社</li> </ul>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<p>補助対象事業者が活性化法法定協議会ではないので、該当なし。</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>別添「表5」のとおり</p>

<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
21. 協議会の開催状況と主な議論	
開催日	主な協議内容
令和2年度第1回 令和2年6月12日 書面会議	1) 第3次恵庭市地域公共交通連携計画(案)について 2) 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
令和2年度第2回 令和2年7月6日 書面会議	1) 令和元年度歳入歳出決算報告 2) 令和元年度監査報告 3) 令和元年度の利用状況(エコバス・エコタク) 4) 令和2年度の利用状況(エコバス・エコタク) 5) 医療法人社団つつみ整形外科クリニック前へのバス停設置に係る陳情の受理について 6) 令和2年度事業計画(案) 7) 令和2年度歳入歳出予算(案) 8) バスマップ(時刻表・路線図)の作成について 9) 運行事業者におけるエコバス代車の登録事務について
令和2年度第3回 令和2年10月26日	1) 令和2年度エコバス・乗合タクシー利用状況について 2) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について 3) 医療法人社団つつみ整形外科クリニック前へのバス停設置に係る陳情対応について 4) エコバス冬季便(恵庭南高校直行便)の運行について 5) 令和3年度事業者選考について 6) 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の自己評価(1次評価)について 7) 道と川の駅へのバス停の設置および令和3年度からのダイヤ変更について 8) 恵庭南高校バス停停留所の移設について
令和2年度第4回 令和3年1月12日 書面会議	1) 令和2年度エコバス乗合タクシー利用状況について 2) エコバス停留所「道と川の駅」の名称について 3) 北海道恵庭南高校定時制課程に係るエコバス運行要望への対応について
令和2年度第5回 令和3年2月19日 書面会議	1) 令和2年度エコバス・乗合タクシー利用状況について 2) 令和3年4月からのエコバス運行ダイヤの再変更について

## 22. 利用者等の意見の反映状況

### ・ OD 乗降調査の実施

年に1回、エコバス全路線全便において OD 乗降調査を実施。各停留所の利用頻度や乗車便の利用者ニーズを把握している。

### ・ 恵庭市地域公共交通連携計画策定に向けての意見収集

平成 21 年度策定の恵庭市地域公共交通連携計画について、住民アンケート、通勤通学アンケート、パブリックコメントの実施等により意見収集を行い、その内容を恵庭市地域公共交通活性化協議会で検討し、恵庭市地域公共交通総合連携計画を策定するとともに、実証運行を行った。

### ・ 第 2 次恵庭市地域公共交通総合連携計画策定に向けての意見収集

平成 28 年策定の第 2 次恵庭市地域公共交通総合連携計画について、平成 27 年度に市民の広場および地方創生交付金を活用した公共交通利用促進調査（利用者アンケート、公共交通不便地域アンケート、OD 調査）を行い、エコバスが抱える課題を明らかにした。

### ・ 平成 30 年度エコバス実証運行利用状況調査の実施

平成 29 年から路線・ダイヤ再編を実施し、平成 30 年 4 月から開始した実証運行路線・ダイヤの検証を行うためにエコバス利用者およびエコバス対象地域住民を対象としたアンケートを実施した。

### ・ 停留所、ダイヤの調整

利用者ニーズを反映し平成 31 年 4 月に恵み野南 1 丁目停留所、令和 3 年 4 月にはなふる停留所を追加した。

23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・ 北海道石狩振興局地域創生部 地域政策課 課長
関係市区町村	・ 恵庭市企画振興部 部長 ・ 恵庭市建設部 管理課 課長
交通事業者・交通施設管理者等	・ 北海道中央バス株式会社 千歳営業所 所長 ・ 千歳相互観光バス株式会社 専務取締役 ・ 富士交通株式会社 専務取締役 ・ 北海道バス協会 常務理事 ・ 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 副議長
地方運輸局	・ 北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官
警察	・ 北海道札幌方面千歳警察署 交通第一課 課長
商工会議所	・ 恵庭市商工会議所 常議員
住民又は利用者の代表	・ 住民代表
医師会	・ 一般社団法人恵庭市医師会 理事
その他協議会が必要と認める者	・ 恵庭市町内会連合会 事務局次長 ・ 恵庭市社会福祉協議会 常務理事・事務局 ・ 恵庭市地域女性連絡局 会長 ・ 恵庭市女性会議 事務局 ・ 恵庭市老人クラブ連合会 副会長 ・ 恵庭市身体障害者福祉協会 会長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 恵庭市京町1番地  
(所 属) 生活環境部 市民生活課  
(氏 名) 主事 阿部 梨子  
(電 話) 0123-33-3131(内線 1182)  
(e-mail) [shiminseikatsu@city.eniwa.hokkaidou.jp](mailto:shiminseikatsu@city.eniwa.hokkaidou.jp)

## 議案第4号

### バスマップ（時刻表・路線図）の作成について

#### 【これまでの経緯】

平成28年度からエコバスの時刻表・路線図（以下バスマップ）は協議会から㈱イエローポップを通じ作成依頼し、フリーペーパー「ちゃんと」で市内全戸配布を行った他、平成28年度は10,000部、平成29～令和元年度は15,000部、令和2年度及び令和3年度は10,000部を事務局へ納品させ、JR各駅や公共施設などで随時配布し、広く市民に周知している。

#### 【本年度のバスマップの作成について】

本年度も昨年度同様、協議会の持ち出し費用がなくバスマップ作成が可能な市内広告業者である㈱イエローポップに対し、以下条件を付した上で作成を依頼することとした。

ただし、広告収入が十分に見込めないなど無償での作成ができない場合は、協議会で印刷業務を行うものとする。

◎印刷経費は無償とし、令和4年2月末までに作成すること。

◎令和4年3月に協議会へ10,000部を納入すること。

◎広告については暴力団・風俗営業・消費者金融などエコバス広告として適当ではないと認められる業種を除き、受託業者に一任する。

◎バスマップの構成については双方協議の上で決定する。

◎その他不明な点などについては双方協議の上で決定する。